

報告事項

平成 29 年度事業計画

自 平成 29 年 4 月 1 日 ~ 至 平成 30 年 3 月 31 日

当会は公益法人制度改革に伴い、新たな主務官庁である群馬県の認可により、平成 25 年 4 月 1 日に一般社団法人へ移行し、4 年が経過致しました。

法人会の理念である「税のオピニオンリーダーとして、企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体である」ことを基本に活動します。

国税・地方税当局と連携協調を保ち、税務協力団体はもとより友誼団体とも協力を図り、地域の法人に対し、常に変わる税制の普及、e-Tax・eL-TAX の PR 活動を積極的に行い、利用拡大に努めてまいります。

社会貢献では、青少年育成や非行防止、地域活性化、環境対策への支援を始め、健康をテーマにした市民公開事業、小学生を対象とした租税教育の推進なども行います。

又、会員にとって魅力ある法人会を目指し、企業経営に役立つインターネットセミナーのより一層の利用の促進を図ります。

I. 基本原則

1. 活動方針

- 適正公平な税制と租税負担の合理化を図るため、関係機関を通じて、国、県等に対して強力な要望を行い、その実現に努める。
- 税務当局との相互信頼により、税務行政の円滑な運営に協力し、申告納税制度に貢献する。
- 企業経営の健全化と発展向上を図るため、経営・経理及び税務に関する研修会を行う。
- 小学生に対する租税教育活動や税に関する絵はがきコンクール、地域に密着した社会貢献活動に積極的に取り組み、健全な社会の発展に貢献する。

2. 活動基準

- 会員のため、ニーズを的確に捉えた質の高いサービスの提供。
- 会員のためのきめ細かな事業展開。
 - ・基準に基づき、研修・広報・福利厚生・意見具申・会員交流・社会貢献を柱に事業を展開する。

3. 組織運営基準

- 会員に密着した効率的組織
- 会員の意見・要望等が適切に反映される体制の確立。
- 決議機関、執行機関、事務局それぞれの適正化、透明性の確保。

II. 事業計画

1. 公益事業

【税務支援事業】

- (1) 税務研修会
 - ・税制改正のあらまし及び e-Tax・eL-TAX の利用促進や税務に関する研修。
- (2) 決算・申告説明会
 - ・富岡税務署職員を講師に、決算にあたっての問題点・留意点並びに改正点についての研修。
- (3) 女性部会・青年部会税務研修会
 - ・女性部会員や青年部会員等を対象に、税務に関する研修。
- (4) 税制・経営情報の提供
 - ・「法人だより」の作成（年 2 回）並びに税務をはじめ経営に関する小冊子等の配布、ホームページを活用した税情報の提供

【税の啓発・提言事業】

- (1) 全国大会への参加（本会・全国青年の集い・全国女性フォーラム）
- (2) 管内企業へ e-Tax・eL-TAX の周知活動を行い、普及拡大を図るほか、会報等を活用して啓発活動に努める。
- (3) 消費税期限内納付の推進
- (4) 税制に関する調査研究・請願陳情活動の実施。
- (5) 小学生を対象とした租税教育活動・税に関する絵はがきコンクールの実施。
- (6) 税に関する中学生・高校生作文等の優秀作品を会報に掲載し広く啓蒙活動に努める。
- (7) 税務協力団体会長会・租税教育推進協議会への協力

【地域社会貢献事業】

- (1) 非行防止啓発活動への支援（非行防止ポスター等）
- (2) 地域づくり団体への支援（下仁田町、甘楽町、富岡市の団体）
- (3) 青少年健全育成団体への支援（富岡少年少女発明クラブ、少年野球大会等）
- (4) 地域活性化への協賛（富岡どんとまつり、下仁田夏祭り花火大会、甘楽町夏祭り等）
- (5) 大塩湖水質浄化の研究（主幹：環境対策特別委員会）
- (6) 市民公開健康セミナー等の開催（主幹：女性部会）

【経営支援事業】

- (1) インターネットセミナー（ビデオオンデマンド）の配信
- (2) 講演会・講習会・研修会
 - ・経営全般に役立つ研修会の開催
- (3) 青年部会 新年講演会
 - ・企業経営に役立つ講演会の開催
- (4) 青年部会 視察研修会
 - ・新製品新技術開発発想のための視察研修の開催
- (5) 女性部会 視察研修会
 - ・経営改革発想のための視察研修の開催
- (6) 「法人だより」の発行
 - ・経営に役立つ記事の掲載
- (7) 地区会別研修会
 - ・税務・経営者等の研修の開催

2. 共 益 事 業

【会員支援事業】

- (1) 総会特別講演会
- (2) 青年部会研修会 税務及び経営に関する研修会の開催
- (3) 女性部会研修会 税務及び経営に関する研修会の開催
- (4) 法人だよりの発行 税情報並びに法人会事業等を周知するため会報を刊行配布し、会員へのサービスの向上を図る。
- (5) 法人会事業ガイドの作成 法人会事業の周知をはかる。
- (6) 部会活動推進のための助成金を交付する。
- (7) 会員親睦ゴルフ大会の実施
- (8) 会員研修会の実施。（観劇やコンサート等の鑑賞）
- (9) 会員交流事業の開催
- (10) 先進地視察研修の開催
- (11) 法人会融資制度の実施（通年） 指定金融機関との提携による。

【厚生制度推進事業】

(1) 法人会福利厚生制度の推進

- ・企業防衛と経営者の退職金準備のため・・・【 経営者大型保障制度 】
- ・ゆとりある老後の保障に・・・・・・・・・【 個人年金制度 】
- ・万一の災害に備えて・・・・・・・・・【 ビジネスガード 】
- ・経営者・従業員の個人の保障に・・・・・・【 個人保障プラン 】
- ・がんの治療と対策に・・・・・・・・・【 がん保険制度 】
- ・入院時の治療に重点をおいた・・・・・・【 医療保険制度 】

(2) 経営者大型保障制度推進会議の開催

【会員維持・拡大事業】

(1) 組織委員会の開催（会員増強会議）

(2) 会員増強運動の実施

- ・組織の強化に重点を置き、親会・地区会・部会・会員との意思疎通を緊密に行うと共に、部会活動を充実させ、親会・部会と会員との連携を強化し会員維持に努める。
また、会員増強活動については、親会・地区会・部会の状況に応じた増強運動を展開する。さらに、新設法人の加入勧誘を徹底強化し、会員増強及び加入率の向上に努める。
- ① 情報の共有・意思疎通の強化
 - ・部会活動並びに地区会議等組織拡大について常に意識啓発に努める。
- ② 役員体制の強化
 - ・役員の意識向上を図り、親会と部会・地区会が連携して、事業への参加促進を図る。
- ③ 会員増強月間の設定
 - ・親会・部会・地区会はもとより、金融機関・大同生命保険会社をはじめ各保険会社・税理士等の協力を得て会員増強月間を設け推進する。
- ④ 新設法人への会員加入勧誘
 - ・新設法人説明会に協力して、法人会のPRを行い加入勧誘の推進に努める。
- ⑤ 会員増強用資料の整備
 - ・加入勧誘活動を円滑に推進するため、会員及び未加入法人の情報を整備し、未加入法人資料を作成する。

3. その他の

(1) 公益法人会計基準を遵守し、指導監査基準に則した運営を実践

(2) 諸会議の開催

- ① 通常総会・臨時総会
- ② 正副会長会議
- ③ 理事会
- ④ 委員会・部会会議
- ⑤ 地区会会議
- ⑥ その他必要な会議